みよし市空き家バンク実施要綱

（目的）

第１条 この要綱は、みよし市空き家バンクに関し必要な事項を定めることにより、空き家を有効に活用し、本市への定住の促進を図り、もって本市の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない建物（近くに居住しなくなる予定を含む。）及びその敷地をいう。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却及び賃貸を適法に行うことができる権限を有する者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた空き家に関する情報を、定住を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供する仕組みをいう。

(4) 定住 長期にわたる居住を前提に、市の住民基本台帳に記録される居住地を本市に異動され、かつ、当該住所地を生活の本拠とする状態をいう。

（適用上の注意）

第３条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

（空き家の登録申込み等）

第４条 空き家バンクに関する情報を登録しようとする所有者等は、空き家バンク物件登録申込書（様式第１号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に申し込まなければならない。

(1) 空き家バンク物件登録カード（様式第２号。以下「登録カード」という。）

(2) 空き家の建築物に関する確認済証の写し及び検査済証の写し又はそれらの内容が確認できる書類

２ 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施するものとする。

３ 市長は、前項に規定する調査を実施する場合において、第１項の規定による登録の申込みをした所有者等が当該空き家の契約交渉について、社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部（以下「宅建協会」という。）の仲介を希望しているときは、宅建協会に対し、登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができるものとする。

４ 市長は、第１項の規定による登録の申込みがあったときは、当該空き家を空き家バンクに登録する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、空き家バンクへの登録は行わない。

(1) 当該空き家の老朽化の著しい場合又は大規模な改修が必要な場合

(2) 当該空き家又は土地に抵当権等の担保物件が設定されている場合

(3) 当該空き家又は土地に係る所有権を有する者が空き家バンクへの登録を認めない場合

(4) 当該空き家が建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の法令に基づき適正に建築されていない場合

(5) その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めた場合

５ 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク物件登録完了書（様式第３

号。以下「物件登録完了書」という。）により申込みのあった所有者等に通知する。

6　市長は、第１項の規定による登録の申込みについて不適当と認めたときは、空き家バンク物件登録不承認通知書（様式第４号）を申込みのあった所有者等に通知する。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第５条　物件登録完了書の通知を受けた所有者等（以下「物件登録者」という。）は空き家バンクに登録された空き家（以下「登録物件」という。）の登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク物件登録事項変更届（様式第５号）に変更内容を記載した登録カードを添えて市長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の取消し）

第６条　市長は、登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は物件登録者から空き家バンク物件登録取消届（様式第６号）の提出があったときは、当該登録物件を空き家バンクから抹消する。

２　市長は、第４条第４項本文の規定による登録の日から２年を経過した場合において、当該登録物件の利用が見込まれないと認めるときは、物件登録者と協議して、当該登録物件を空き家バンクから抹消することができる。

３　市長は、前２項により当該登録物件を空き家バンクから抹消したときは、空き家バンク物件登録取消通知書（様式第７号）を当該物件登録者に通知する。

（空き家情報の公開）

第７条　市長は、空き家バンクに登録された情報のうち、次に掲げる情報（以下「物件情報」という。）を公開する。ただし、第２号及び第９号の詳細については、次条で規定する利用者の登録をした者に限る。

(1) 登録番号
(2) 所在地
(3) 売却又は賃貸の別
(4) 売却又は賃貸の希望価格
(5) 構造、面積及び建築時期
(6) 利用状況
(7) 設備
(8) 主要施設までの距離
(9) 位置図
(10) 間取り
(11) 写真
(12) その他必要な情報

（利用者の登録）

第８条　物件情報の提供を受けようとする利用希望者は、空き家バンク利用者登録申込書（様式第８号）により、市長に申し込まなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込みについて適当と認めたときは、当該利用希望者を空き家バンクに登録し、空き家バンク利用者登録完了書（様式第９号）を通知する。

３　前項の規定による登録の期間は、２年間とする。ただし、利用希望者の申出により登録期間を延長することができる。

（利用者の登録の要件）

第９条　物件情報の提供を受けようとする利用希望者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に定住できる者であること。

(2) 暴力団員でない者及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(3) その他市長が必要と認める要件

（利用者の登録事項の変更の届出）

第１０条　第８条第２項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用者登録変更届出書（様式第１０号）により変更内容を市長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第１１条　市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用登録者を空き家バンクから抹消する。

(1) 第９条各号に掲げる要件を欠く者と認められるとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 申込みの内容に虚偽があったとき。

(4) 空き家バンク利用者登録の取消しの申出があったとき。

(5) 空き家バンク利用者登録の完了日から２年を経過した場合において、登録期間の延長の申出をしなかったとき。

(6) その他市長が適当でないと認めるとき。

（利用登録者の登録期間の延長）

第１２条　利用登録者は、空き家バンク登録期間の満了後も引き続き登録を希望する場合は、登録期間満了日までに、空き家バンク利用者登録期間延長申出書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定により延長される期間は２年間とし、登録期間の延長の回数は制限しない。

（入居希望物件の申込み及び通知）

第１３条　利用登録者は、登録物件への入居を希望するときは、空き家バンク入居希望物件申込書（様式第１２号）に誓約書（様式第１３号）を添えて、市長に申し込まなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込みがあった場合には、当該登録物件の物件登録者に対し、申込みがあったことを通知するものとする。この場合において、物件登録者が当該登録物件の契約交渉について宅建協会の仲介を希望しているときは、宅建協会に対しても同様の通知を行うものとする。

３　前項の規定による通知を受けた物件登録者又は宅建協会は、入居の申込みを行った利用登録者（以下「入居希望者」という。）と交渉するか否かを決定し、当該入居希望者に対し、その旨を通知するとともに、市長に対し、当該決定の内容を報告するものとする。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第１４条　市長は、必要に応じて利用登録者並びに物件登録者及び宅建協会に対して、空き家バンクに登録された有用な情報を提供することができる。

２　市長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約（以下「契約等」という。）については、直接これに関与しないものとする。

３　契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（委任）

第１５条　この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に改正前のみよし市空き家バンク実施要綱の規定に基づいて作成されている空き家バンク物件登録申込書その他の用紙は、改正後のみよし市空き家バンク実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第１号（第４条関係）

空き家バンク物件登録申込書

年　　月　　日

みよし市長　様

（申込者）

住　　所

氏　　名

電　　話

みよし市空き家バンク実施要綱第４条第１項の規定に基づき、次のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。登録内容は、別添「空き家バンク物件登録カード」（様式第２号）記載のとおりです。

物件の所有者	
契約交渉の方法	□　社団法人愛知県宅地建物取引業協会豊田支部の仲介を希望し、情報の提供を承諾します。 □　交渉・契約に係る全てについて、所有者等と利用希望者間で、責任を持って行います。
同意事項	（１）申込書記載事項に偽りはなく、要綱を遵守すること。 （２）物件の交渉、契約又は管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、物件登録者・利用登録者・宅地建物取引業者（仲介を依頼した場合）間で解決に当たり、みよし市には責任を追及しないこと。 （３）（仲介を依頼した場合）空き家バンクの登録に係る物件情報（空き家バンク物件登録カード）を宅地建物取引業者へ提供すること。 （４）物件共有者がいる場合は、全ての物件共有者の同意を得ていること。 （５）空き家バンクに登録された物件情報のうち、所有者等が特定されるものを除いて、必要な情報を公開すること。 以上のことについて、同意します。 年　　月　　日 所有者 住所 氏名

※申し込みにあたり記載された個人情報は、利用登録者、宅地建物取引業者（仲介を依頼した場合）への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。

様式第２号（第４条関係）

物件登録番号	第　　号

空き家バンク物件登録カード

所有者 管理者	住所	〒（　　－　　）			
	氏名		電話		
	携帯電話		FAX		
	Ｅメール				
物件所在地	みよし市				
所有者の意向	希望形態	□ 売買　□ 賃貸　□ どちらでも			
	希望価格	□ 売買（　　）円　□ 賃貸（　　）円/月			
補修の要否	□ 不要　□ 多少の補修必要　□ 大幅な補修必要　□ 現在補修中				
利用状況	□ 放置（　　）年　□ 年に数回利用　□ その他（　　）				
物件の概要	構造	□ 木造　□ 鉄骨造　□その他（　　） □ 平屋　□２階建　□３階以上（　）			
	面積	宅地面積　　㎡	建物総延床面積　　㎡		
	間取り	１階	□ 居間　□ 台所　□ 風呂　□ トイレ　□ その他		
			洋室（　）室	（　）畳	（　）畳	（　）畳
			和室（　）室	（　）畳	（　）畳	（　）畳
		２階	□ 居間　□ 台所　□ 風呂　□ トイレ　□ その他		
			洋室（　）室	（　）畳	（　）畳	（　）畳
			和室（　）室	（　）畳	（　）畳	（　）畳
	建築年月	年　　月ごろ	築年数　約（　）年		
設備状況	電気	□ 引き込み済み　□ その他（　　）			
	ガス	□ 都市ガス　□ ＬＰガス　□ その他（　　）			
	風呂	□ ガス　□ 灯油　□ 電気　□ その他（　　）			
	トイレ	□ 洋式　/ □ 和式	□ 水洗　/ □ 汲み取り		
	水道	□ 上水道　□ 簡易水道　□ 井戸　□ その他（　　）			
	下水道	□ 下水道　□ 浄化槽　□ その他（　　）			
	駐車場	□ あり　（駐車スペース　　台分）　□ なし			
	その他				
主要施設 までの距離	市役所	km	バス停	km	駅	km
	保育園・幼稚園	km	小学校	km	中学校	km
	病院	km	消防署	km	交番	km
都市計画法関係	□ 市街化区域　□ 市街化調整区域				

受付日	年　月　日	現地確認日	年　月　日
登録日	年　月　日	有効期日	年　月　日
登録抹消日	年　月　日		

（裏面）

【位置図】

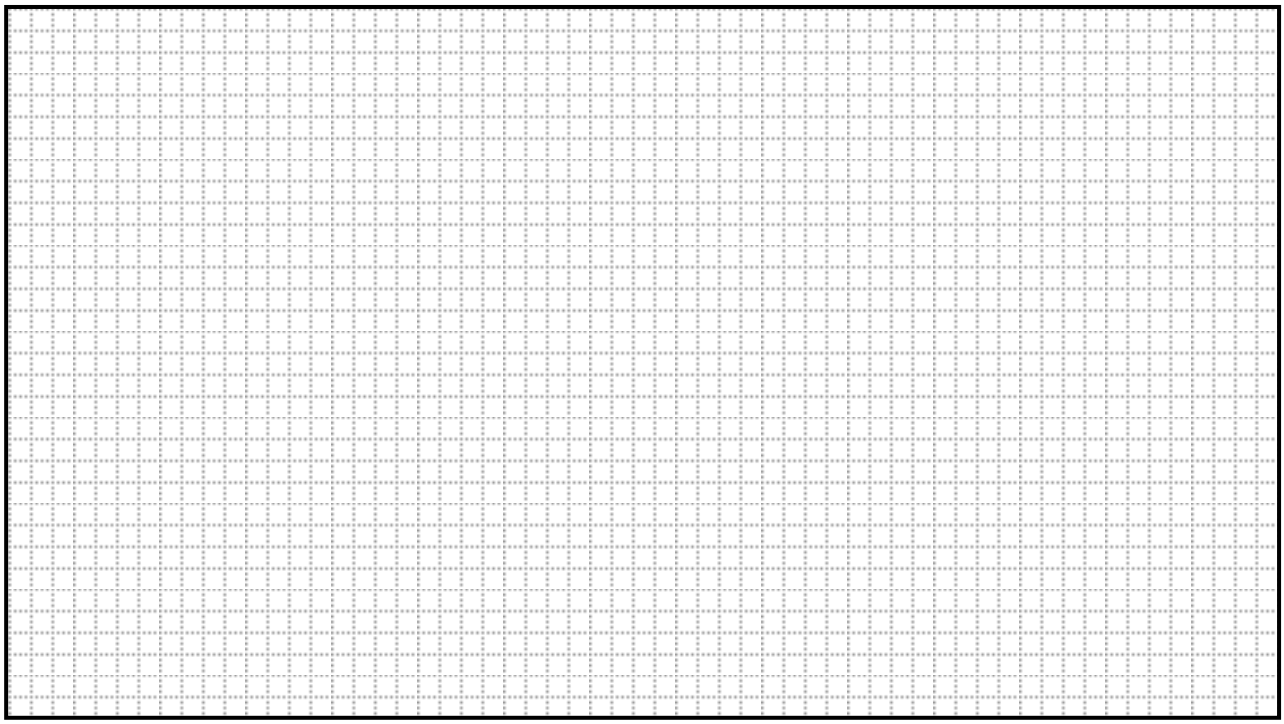

【間取り】

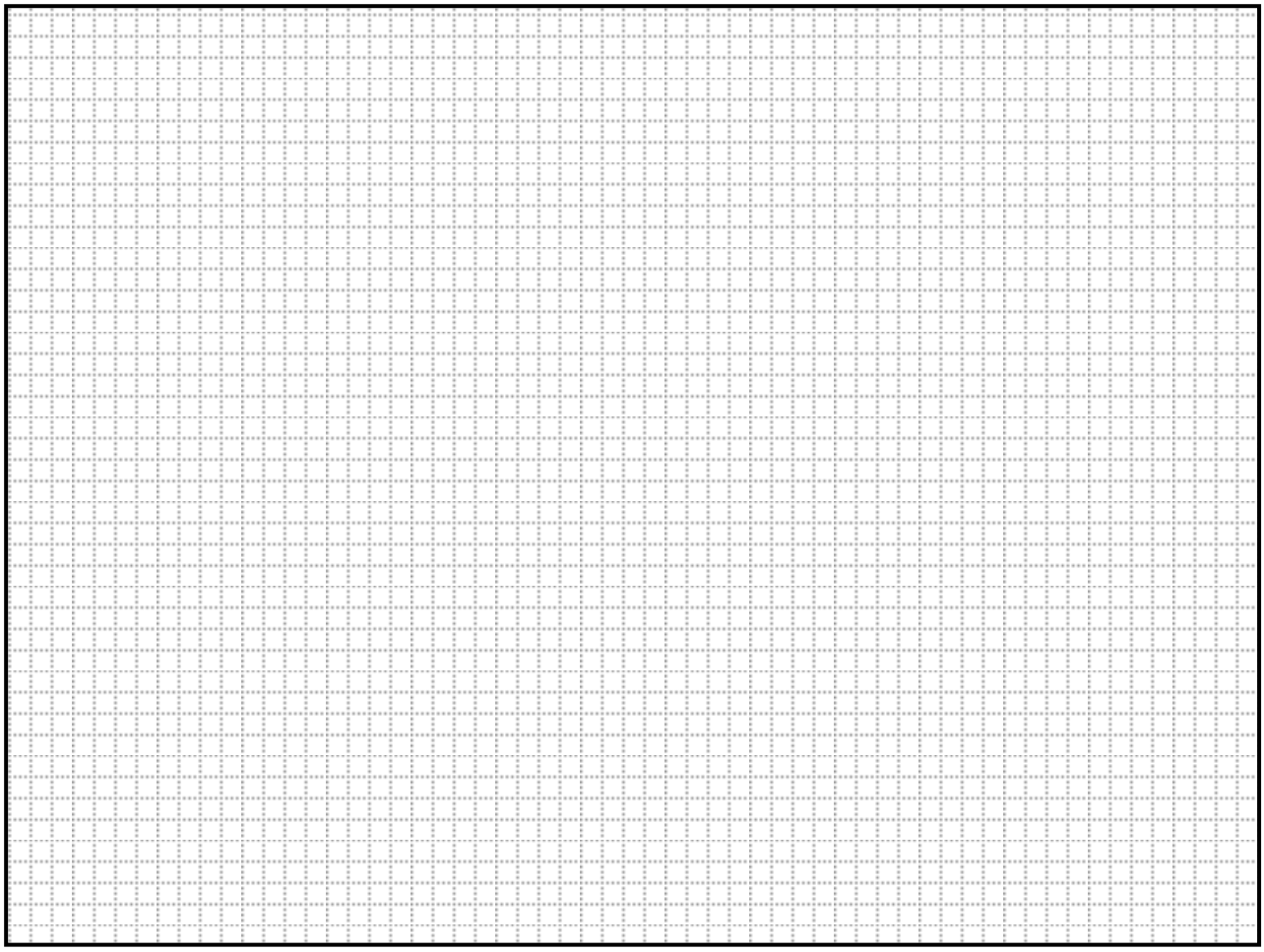

様式第３号（第４条関係）

空き家バンク物件登録完了書

第　　号
年　　月　　日

様

みよし市長　　印

みよし市空き家バンク実施要綱第４条第５項の規定に基づき、空き家バンクへの登録を完了したので通知します。

登録番号	第　　号
登 録 日	年　　月　　日
有効期限	年　　月　　日　（登録日から２年間）

※登録内容に変更が生じた場合は、登録変更届出書を提出してください。

※有効期限満了後も空き家バンクへの登録を希望する場合は、再度申し込み手続きを行ってください。

様式第４号（第４条関係）

空き家バンク物件登録不承認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

みよし市長　　印

みよし市空き家バンク実施要綱第４条第６項の規定に基づき、空き家バンクへの登録を不承認としたので通知します。

１　不承認理由

２　その他

不承認理由が解消された場合は、利用できることがありますので、ご相談ください。

様式第５号（第５条関係）

空き家バンク物件登録事項変更届

年　　月　　日

みよし市長　様

（届出者）
住　　所
氏　　名
電　　話

みよし市空き家バンク実施要綱第５条の規定に基づき、登録事項の変更を届け出ます。

１　登録番号
　第　　号

２　変更内容
　別添空き家バンク物件登録カードのとおり
　(注)様式第２号に登録番号及び変更箇所を記載して提出してください。

様式第６号（第６条関係）

空き家バンク物件登録取消届

年　　月　　日

みよし市長　様

（届出者）
住　　所
氏　　名
電　　話

年　　月　　日付けで登録した空き家バンクへの登録を取り消したいので、みよし市空き家バンク実施要綱第６条第１項の規定に基づき、届け出ます。

１　登録番号
　第　　号

２　取消理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第７号（第６条関係）

空き家バンク物件登録取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様

みよし市長　　印

みよし市空き家バンク実施要綱第６条第３項の規定に基づき、次の空き家物件について、登録を取り消したので通知します。

１　登録番号
　第　　号

２　取消理由

３　注意事項
　登録の日から２年を経過したため取消となったものについては、改めて空き家バンクへの物件登録を行うことにより再登録できます。

様式第８号（第８条関係）

空き家バンク利用者登録申込書

年　　月　　日

みよし市長　様

（申込者）

氏　　名

みよし市空き家バンク実施要綱第８条第１項の規定に基づき、次のとおり空き家バンクを利用したいので、申し込みます。

住　所	
氏　名	
電　話	
電子メール	
生年月日	年　　月　　日（　　歳）
職　業	
居住予定人数	人（家族構成：　　）
利用目的	
その他	

※申込みに当たり、記載された個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第９号（第８条関係）

空き家バンク利用者登録完了書

第　　号
年　　月　　日

様

みよし市長　　印

みよし市空き家バンク実施要綱第８条第２項の規定に基づき、空き家バンクへの利用者登録を完了したので通知します。

１　利用者登録番号
　第　　号

２　利用者登録内容
　みよし市空き家バンクの利用

３　登録日
　　年　　月　　日

４　有効期限
　利用者登録から２年間

５　注意事項
　みよし市空き家バンク実施要綱第１１条各号に該当する場合は、利用者登録を取り消します。
　登録内容に変更が生じた場合は、速やかに空き家バンク利用者登録変更届出書を提出してください。

様式第１０号（第１０条関係）

空き家バンク利用者登録変更届出書

年　　月　　日

みよし市長　様

（届出者）
住　　所
氏　　名
電　　話

みよし市空き家バンク実施要綱第１０条の規定に基づき、次のとおり利用者登録の変更を届け出ます。

１　利用者登録番号
　第　　号

２　登録変更内容

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第１１号（第１２条関係）

空き家バンク利用者登録期間延長申出書

年　　月　　日

みよし市長　様

（申出者）
住　　所
氏　　名
電　　話

みよし市空き家バンク実施要綱第１２条第１項の規定に基づき、次のとおり利用者登録の登録期間の延長を申し出ます。

１　利用者登録番号
　第　　号

２　登録期間延長の理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第１２号（第１３条関係）

空き家バンク入居希望物件申込書

平成　　年　　月　　日

みよし市長　様

（申込者）

住　　所

氏　　名

電　　話

みよし市空き家バンク実施要綱第１３条第１項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

１　入居を希望する物件登録番号

　第　　号

２　申込者の利用者登録番号

　第　　号

第１３号様式（第１３条関係）

誓 約 書

みよし市長 様

私は、空き家バンク入居希望物件の申込みに当たり、みよし市空き家バンク実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解し、申込書記載事項に偽ることなく、要綱に規定する要件を遵守することを誓約した上で、申し込みます。

なお、空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用し、入居することとなったときは、地域の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

年　　月　　日

住　所

氏　名